

一般社団法人統計関連学会連合 定款細則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人日本心理学諸学会連合定款（以下、「定款」という。）第5条、第8条及び第43条、その他当法人定款の規定に基づき、会員、会費及び委員会等に関する諸規定を設ける。

第2章 入会及び退会

(入会)

第2条 当法人に入会を希望する学会は、その理事長・会長・運営委員長等（以下「学会代表者」という。）による入会申込書に当該学会の会則、会員現況、役員名簿等の関連資料を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第3条 本会を退会しようとする学会は、学会代表者による退会事由書を理事長に提出しなければならない。

第3章 会費及び経費

(会費)

第4条 当法人の年会費は、会員たる学会の前年度9月末日現在の所属会員数を基準として、次のとおりとする。

- (1) 会員数が500名未満の学会 金20,000円
- (2) 会員数が500名以上1,000名未満の学会 金30,000円
- (3) 会員数が1,000名以上の学会 金40,000円

2 会員たる学会は、毎年9月末日現在の所属会員数を理事長に報告し、請求された会費を4月末日までに納入しなければならない。

(経費)

第5条 前条に定める年会費のほか、理事会において事業に必要と認められた場合には、その経費を負担しなければならない。

(事業収入)

第6条 本法人の実施する事業によって得られた収入は、必要経費などを除いた適正金額を本法人に納入するものとする。

(会費の改定)

第7条 第4条の会費および第5条の金額に関しては、理事会がこれを決定もしくは承認する。

第4章 附則

(附則)

第6条 この定款細則の改正は、社員総会の決議を経なければならない。ただし、その場合の定足数、決議方法は、定款第17条に準ずる。